

# 銚子市障害者福祉計画

〈令和6年度～令和11年度〉

## 第7期銚子市障害福祉計画

## 第3期銚子市障害児福祉計画

〈令和6年度～令和8年度〉



第41回「肢体不自由児・者の美術展 / デジタル写真展」  
コンピューターアート部門 厚生労働大臣賞受賞 あずみ 石毛 愛純 さん  
作品名：夏の空と灯台 提供：日本肢体不自由児協会

令和6年3月

銚子市

# I 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

障害者（児）を取り巻く状況は、少子高齢社会の進行など社会情勢が変化中、障害のある人の高齢化が進み、障害の重度化、重複化も進んでいます。また、障害のある人の家庭においても介護者の高齢化が進むとともに、核家族化をはじめとした家族形態の変化に伴い、地域における介助・支援機能が低下するなど、大きく変化しています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法の改正により、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。

さらには、改正社会福祉法では、地域共生社会の考え方が位置づけられ、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指していくことが重要です。

こうした背景を踏まえ、障害の有無に関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を共に送ることができる社会を構築するとともに、多様化するニーズに対して、障害福祉サービスや相談支援などを計画的に提供するために、「銚子市障害者福祉計画（令和6年度～令和11年度）」及び「第7期銚子市障害福祉計画・第3期銚子市障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」を新たに策定します。



## 2 計画の法的根拠

### (1) 市町村障害者計画（障害者基本法第11条）

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障害者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な方策を示すものです。

### (2) 市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条）

障害福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画であり、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

### (3) 市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20）

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本市の障害児の体制の整備などを計画的に構築するためのものです。

## 3 計画の期間

「銚子市障害者福祉計画」の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

「第7期銚子市障害福祉計画」及び「第3期銚子市障害児福祉計画」の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

## 4 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「銚子市総合計画」のもと、「銚子市地域福祉計画」を福祉部門の上位計画としながら、「銚子市子ども・子育て支援事業計画」「銚子市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や、その他個別部門計画である「銚子市地域防災計画」などとの整合性を図り策定しました。

## 5 計画の対象

本計画における障害のある人とは、障害者基本法第2条第1項に基づいた、年齢に関わりなく、身体障害、知的障害、精神障害、難病及び発達障害等に起因する身体又は精神上的の障害のある人で、日常生活や社会生活で支援を必要とする人としています。

加えて障害のある人を含む、すべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進するためには、できるだけ多くの市民の理解と協力が必要不可欠です。

このため、本計画は、障害のある人だけでなく、すべての市民を対象としています。

# Ⅱ 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

本計画は、共生する社会の実現への思いを込めて、「このまちで共に生きる！すべての人が宝物」を基本理念に掲げ、各種施策や取組を進めていきます。



## 2 基本目標

基本理念を実現するため、次の6つの基本目標を設定し、施策を展開します。

### 基本目標 1 相互理解の促進と権利擁護の推進

地域共生社会の実現に向け、障害のある人もない人も社会の偏見や差別といった社会的障壁を取り除くための取組を進めるとともに、市民の理解と協力が得られるよう啓発活動及び権利擁護の推進を図ります。



### 基本目標 2 地域での暮らしを支える生活支援の充実

障害のある人が地域で自分らしい生活を継続できるように、相談支援体制の充実をはじめ、地域の社会資源を最大限に活用したサービスの提供体制の整備を進めます。

### 基本目標 3 保健・医療の充実

障害のある人が住み慣れた地域において、日々安心して健康的で自立した生活が送れるよう、障害の早期発見・疾病の早期治療、さらには障害の重度化・疾病の重症化の抑制などを行うため、関係機関と連携し、保健・医療サービスの提供体制の充実を図ります。

### 基本目標 4 障害のある児童への支援の充実

障害などにより支援が必要な子どもの健やかな成長を支えていくため、保健・医療・福祉・教育、就労などの関係機関の連携を強化し、保護者への支援を含め、子どもの成長に応じた切れ目のない支援の充実を図ります。

### 基本目標 5 雇用・就労の支援と社会参加の促進

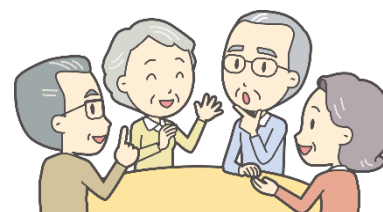
障害のある人一人ひとりが適性と能力を活かして仕事を持ち、継続して働けるように、雇用・就労の支援の充実を図ります。

また、スポーツや芸術文化活動などに触れる社会参加の場の確保、さらには社会参加をするために必要な移動支援や情報提供などの充実に努めます。

### 基本目標 6 安全・安心な暮らしの確保

障害のある人が地域で安全かつ安心に暮らすため、建築物や公共交通機関、道路などのバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入などを推進します。

また、災害時の避難行動要支援者の把握を進めるなど、必要な方が適切な支援を受けられるよう、日頃から地域の見守りや防災対策を推進します。



### 3 施策の体系

《基本理念》

《基本目標》

《施策の方向》

このまちで共に生きる！すべての人が宝物

1. 相互理解の促進と権利擁護の推進

- (1) 相互理解の促進
- (2) 差別の解消及び権利擁護の推進
- (3) 虐待防止の推進
- (4) 福祉教育の推進と交流機会の促進
- (5) 地域福祉活動の促進

2. 地域での暮らしを支える生活支援の充実

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 障害福祉サービス等の充実
- (5) 生活を支えるサービスの充実
- (6) 福祉人材の養成・確保

3. 保健・医療の充実

- (1) 医療・リハビリテーションの充実
- (2) 精神保健福祉施策の充実
- (3) 様々な障害特性への支援

4. 障害のある児童への支援の充実

- (1) 切れ目のない支援体制の充実
- (2) 教育の充実

5. 雇用・就労の支援と社会参加の促進

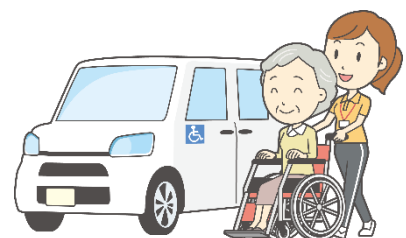
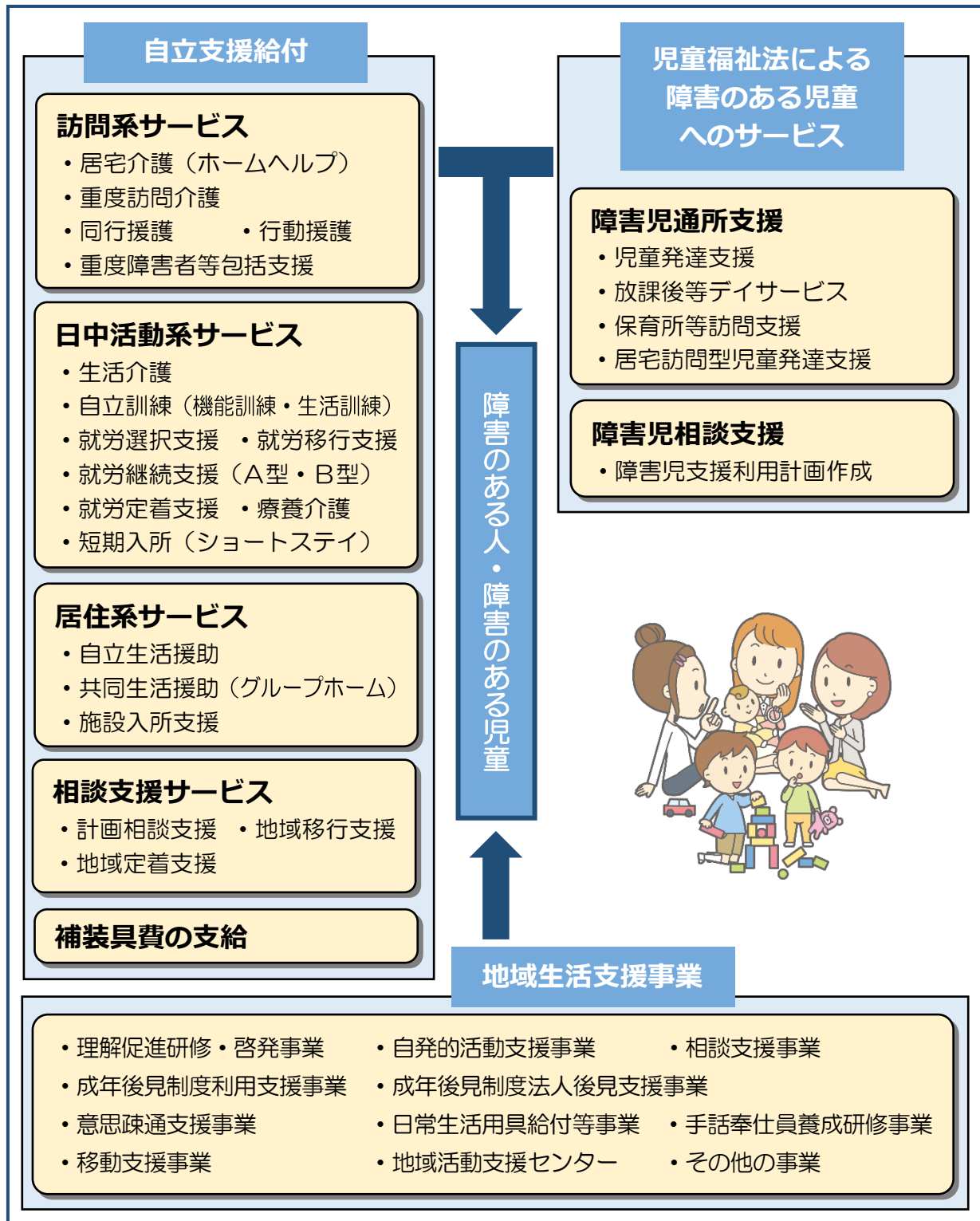
- (1) 雇用・就労の充実
- (2) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

6. 安全・安心な暮らしの確保

- (1) バリアフリーの推進
- (2) 防災・防犯対策の推進

## 4 障害福祉サービス等の体系

障害のある人、障害のある児童を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法によるサービス体系は、以下のようになっています。



### Ⅲ 障害福祉サービス等の見込量

障害者総合支援法で定めるサービス、児童福祉法で定めるサービスの実績値及び見込量は、以下のとおりです。

単位：利用者数（人/月）

区分		実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	居宅介護	56	62	65	70	76	81
	重度訪問介護	8	8	8	10	10	10
	同行援護	19	15	16	16	16	16
	行動援護	5	4	4	5	6	6
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
日中活動系	生活介護	166	169	177	182	188	193
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0	1	1	1
	自立訓練（生活訓練）	1	0	0	1	1	1
	就労選択支援					3	5
	就労移行支援	16	17	14	16	16	18
	就労継続支援A型	4	6	13	20	25	30
	就労継続支援B型	116	114	113	114	120	120
	就労定着支援	9	6	4	10	12	14
	療養介護	12	12	12	12	13	13
	短期入所【福祉型】	7	9	16	20	26	34
	短期入所【医療型】	5	4	3	5	5	5
居住系	自立生活援助	0	1	1	1	1	1
	共同生活援助（グループホーム）	89	92	85	88	90	93
	施設入所支援	77	78	74	73	71	70
相談支援	計画相談支援	92	96	92	96	100	103
	地域移行支援	1	0	0	1	1	1
	地域定着支援	0	0	0	1	1	1
障害児支援	児童発達支援	21	24	24	26	27	29
	放課後等デイサービス	53	51	56	58	59	61
	保育所等訪問支援	11	5	3	11	11	11
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	1	1	1
	障害児相談支援	20	21	19	20	21	22

## VI 計画の推進

### 1 計画推進のための実施体制

本計画は、障害のある人に関する施策をまとめた総合計画であり、福祉、保健、医療、教育、雇用・就労、生活環境など多岐の分野にわたっています。障害のある人の障害特性や年齢によって利用するサービスが変わっても、切れ目のない支援が行われるように、計画推進にあたっては、市と支援機関が密に連携し、総合的に取り組みます。

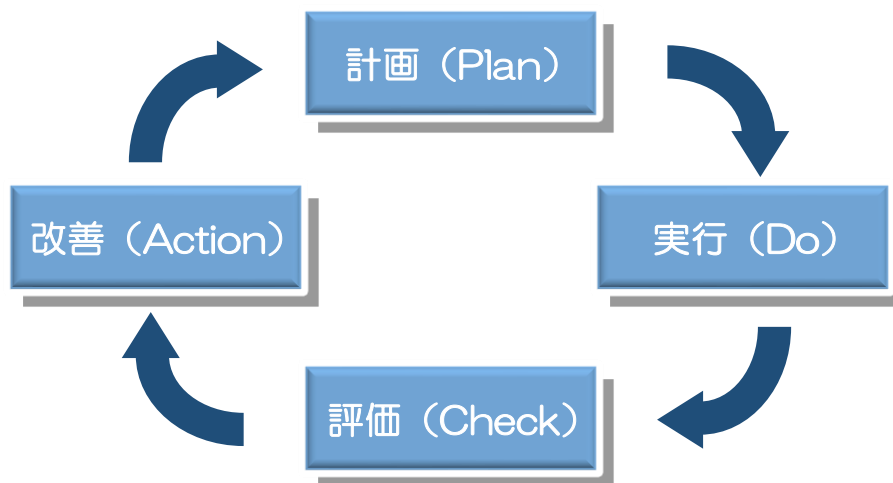
本計画を着実に推進するため、銚子市地域自立支援協議会では、具体的な施策などの計画策定を検討し、その実績・成果を把握して進捗状況の分析・評価を行い、必要があるときは計画の変更や事業の見直しを行います。

### 2 計画の進行管理・評価方法

本計画の進行管理に取り組む上では、PDCA（Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Act（改善））サイクルを導入し、年度ごとに施策の進捗状況及び数値目標の達成状況など実績を把握し、その分析・評価を、年1回、銚子市地域自立支援協議会の中で行います。また、必要に応じて計画の変更や施策事業の見直しを行います。分析・評価を行ったときは、銚子市地域自立支援協議会の意見や経過、その結果について公表します。



<PDCAサイクルのイメージ>



銚子市障害者計画・第7期銚子市障害福祉計画・第3期銚子市障害児福祉計画  
【概要版】

令和6年3月

発行：銚子市 編集：銚子市 社会福祉課

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1-1

TEL 0479-24-8968 FAX 0479-25-7502

URL <https://www.city.choshi.chiba.jp/>